「保育の必要性の認定基準と利用調整の基準について」の パブリックコメントの実施結果について

ご意見お寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- ※ ご意見の中で、個人情報に関わる記載内容は、公表していませんのでご了承ください。
- 意見の募集期間 平成 26 年 11 月 4 日 (火) ~平成 26 年 12 月 3 日 (水)

■ 意見の提出件数

持参	0件
郵送	0件
FAX	0件
Eメール	2件
計	2件

■ 市の対応の概要(対応区分、件数)

対応区分		件数
A	意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0件
В	意見の趣旨や考え方が既に案に入っており、修正を要しないと	
	判断したもの	1件
C	案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0件
D	意見を反映せず、案どおりとしたもの	1件
Е	その他 (要望など)	0件
合計		2件

■ 意見の概要と市の対応

整理	意見	対応	対応区分の理由
番号		区分	
1	必要性の認定基準があっても、今現在も自営の方		定員枠等のご意見につき
	や身内の企業にお勤めの方の一部は、申請と勤務実		ましては、案の対象外であ
	態の開きがありすぎたり、私も自分自身が働き方を		るため、今後の参考とさせ
	かえなくてはいけなくて、致し方なくかえましたが、	В	ていただきます。
	正社員の方でも待機で、さもすれば、退職の方がい		認定基準につきまして

る現実。本当に必要な方に認定は、今までも一部難 しく、保育所が増えない、定員がふえない限りその 認定の基準を受け止めづらかったりするのではない かと。いまの国では、産むか、仕事辞めるか、みた いな悲しい現実がまだまだありますよね。とくに逗 子は、若い世代を取り込む能力が低いなぁと。

利用調整ですが、正社員雇用は、標準。その他は、短時間。ともし区切られるのであれば、キツイなと。導入されたら、登園までの距離などそういうことも考慮していただきたいです。

は、ご意見のとおり、就労 時間に加え登園、通勤時間 を考慮して標準時間、短時 間の認定を判断したいと考 えております。

2 利用調整基準の調整点数で、「市外の保育所に 入所している児童が転園する場合」5点加点とありますが、「市外の認可保育園」のみが対象で、 認可外施設は対象外と保育課で聞きました。

育児休暇から復帰する際に、認可保育園は定員に達していたため、認可外保育施設をあたりましたが、市内はそれさえも定員いっぱいで、やむなく、市外の認可外保育施設に預けることになりました。通園にも時間がかかり、子供の体力的にもかなりの負担がかかっており、来年以降も継続して通園するのは非常に厳しい状況です。また、費用的には当然、認可施設に通う方より不利な状況にあります。

上記のような理由から、「市外の認可施設に通 う方」、「市内の認可外施設に通う方」よりは、 「市外の認可外施設に通う人」を優先していただ けないものかと思います。

認可外施設に通っている場合には,5点が加点 される案となっているので,

「市外の保育所に入所している児童が転園する場合」という調整内容に,認可外施設も含めていただきたく思います。

転園、認可外保育施設在園 者に対する加点の本旨として は、市内の認可保育施設に入 所を希望したが、忍可外保 が、止むを得ず、認可外保 が、他市の保育所に預ら が、他市の保育で、いる場 が、他市のはかして、 が、がます。通っている場 でなります。があるといたが までを加点の本旨に合わないたが からまで、「市外認可保育所に入 が、ます。 あくまでおります。 あくまでおります。

D

また、「市外の保育所に入 所している児童が転園する場 合」という調整内容に、認可 外施設も含める案について は、認可外保育施設への入所 と、転園の点数が重複して加 点されてしまうと考えており ます。